

【 建設交通部 】

件 名	御室川災害復旧工事に係る京都土木事務所職員の対応について
<p>申立概要 【受理 26.3.26】</p>	<p>○ 府民に対し威圧的、横柄な態度で接し、言ったことは守らない、やるべきことをしない職員が一部いるため、調査願いたい。</p> <p>① 昨年末に担当者に電話したが、休暇中のため、年始に連絡するとのことであったが、その後連絡がないなど、不誠実な対応が続いた。</p> <p>② 1月30日に損失補償の説明を受け、こちらの要望を伝えたところ、「自分は事務担当者のため、現場の者に確認しておく。」とのことであったが、その後何の連絡もなく2月20日指導検査課に苦情の電話をして、やっと担当者から連絡があった。その際に「関係のない部署に連絡しても無駄。全て説明したとおりなので話すことはない。裁判でもすればよい。」等の暴言を吐かれた。</p>
<p>確認事項</p>	<p>○ 平成24年7月15日の豪雨により御室川の護岸が崩落したことに伴う災害復旧工事の損失補償に係る京都土木事務所職員の対応についての申立てであると思われま。</p> <p>○ 当該工事の被補償者A氏からの家屋修繕要求に対して、担当者から明確な返答をしていないなど不適切な対応があったことを確認しました。</p> <p>○ 担当者としては、必要な説明等の対応をしたものですが、A氏の理解が得られるよう、より丁寧な説明対応が必要であったと認められます。</p>
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 26.4.25】</p>	<p>○ 所管部局（建設交通部）に対して、次のとおり要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立ての内容を踏まえた上で、今後とも府の工事に係る迅速かつ丁寧な説明等の対応に努め、しっかりと府の説明責任果たすこと、併せて、法令・基準等に基づき適正な対応に努めること。</li> </ul>
<p>対応状況</p>	<p>平成26年9月以降、補償内容の説明等、協議を継続して行い、平成29年3月9日に補償契約を締結しました。</p>

※ 対応状況については、所管部局からの報告を基に記載